

○津山工業高等専門学校民間等共同研究取扱規程

昭和60年11月7日
規程第6号

改正 昭和62年8月26日規程第6号 平成元年4月25日規程第4号
平成元年6月28日規程第10号 平成8年6月13日規程第3号
平成9年7月10日規程第8号 平成13年1月6日規程第30号
平成21年8月25日規程第28号 平成25年3月27日規程第6号

(趣旨)

第1条 この規程は、津山工業高等専門学校（以下「本校」という。）における民間等外部の機関（以下「民間機関等」という。）との共同研究の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 共同研究

ア 民間機関等から研究者及び研究経費等を受け入れて、本校の教員が当該研究機関等の研究者と共通の課題について共同して行う研究

イ 本校及び民間機関等において共通の課題について分担して行う研究で、本校において、民間機関等から研究者及び研究経費等、又は研究経費等を受け入れるもの

(2) 民間等共同研究員 民間機関等において現に研究業務に従事しており、本校教員と共同して研究を行う者

(3) 研究代表者 第1号に規定する共同研究を行う本校教員の当該共同研究の代表者

(4) 研究分担者 第1号に規定する共同研究を行う本校教員の当該共同研究の分担者

(共同研究の申込)

第3条 共同研究を申請しようとする民間機関等の長は、共同研究申込書（別紙様式第1号）を、校長に提出するものとする。

(共同研究の受入れ決定等)

第4条 共同研究の受入れは、本校運営会議の審議に基づき校長が決定する。

2 前項の受入れについては、共同研究を行うことが教育研究上有意義であり、かつ、本校の教育研究に支障がないと認められる場合に限るものとする。

3 校長は、第1項の受入れ決定を行うに当たっては、あらかじめ民間共同研究員の受入れ枠の配分及び研究経費の配分について、別表に掲げる共同研究の区分により、文部科学省に申請するものとする。

4 別表に掲げる区分Aに係る申請は、共同研究申請書（新規・継続）（別紙様式第2号）により行うものとする。

（受入決定の通知等）

第5条 校長は、文部科学省の配分通知に基づき共同研究の受入れを決定したときは、共同研究受入決定通知書（別紙様式第3号）により、民間機関等の長に通知するとともに、研究代表者の所属する学科長を経て、研究代表者及び本校の契約担当役に通知するものとする。

（契約の締結）

第6条 契約担当役は、前条の通知を受けたときは、民間機関等の長と契約を締結しなければならない。

2 契約担当役は、前項の規定により契約を締結したときは、共同研究契約締結報告書（別紙様式第4号）を、速やかに校長及び研究代表者の所属する学科長を経て、研究代表者に通知するものとする。

（受入研究指導料の納付）

第7条 民間機関等の長は、前条第1項の契約を締結したときは、直ちに本校出納命令役の発行する請求書により、民間等共同研究員一人について6ヶ月つき210,000円（消費税相当額を含む。）の受入研究指導料（以下「研究指導料」という。）を納付しなければならない。

2 研究料の月割り計算はしないものとする。

3 同一年度内において研究期間を延長する場合には、同一の民間等共同研究員に係る研究料は徴収しない。

4 既納の研究料は、返還しない。

（共同研究に要する経費）

第8条 本校は、本校の施設・設備を共同研究の用に供するとともに、当該施設・設備の維持・管理に必要な経常経費等を負担するものとする。

2 民間機関等は、共同研究費用として、共同研究遂行上特に必要となる謝金、旅費、研究支援者等の人件費、設備費、消耗品費等の直接的な経費（以下「直接経費」という。）及び共同研究遂行のため、直接経費以外に必要な管理的な経費（以下「間接経費」という。）並びに受入研究者指導料を負担するものとする。

3 前項の場合において、共同研究の内容が変更されたときは、共同研究費用を増加又は減少することができる。

4 間接経費は、原則として、直接経費の10%に相当する額を徴収するものとし、共同研究実施者が間接経費の率についてこれと異なる率を定めているときは、本校と別途協議し定めるものとする。ただし、共同研究実施者が国（国から補助金等を受け、その再委託又は再々委託により研究を委託する者を含む。）であって、間接経費の率について指定があるときは、この限りでない。

5 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当するもののうち、校長が真にやむを得ないと認める場合は、直接経費のみを受け入れることができるものとする。

- 一 共同研究実施者が国，特殊法人，認可法人，独立行政法人又は地方公共団体から補助金等を受け，又はその委託により本校と共同で研究する者であって，間接経費が措置されていない場合
 - 二 国立大学法人，大学共同利用機関法人，特殊法人，認可法人，独立行政法人又は地方公共団体であって，財政事情により間接経費が措置されていない場合
 - 三 従前より直接経費のみを受け入れていた研究課題で，継続して受け入れる場合
 - 四 共同研究実施者とインターンシップや共同教育等を行う場合に限り，特別な配慮を真に必要とする場合
- 6 前項の規定にかかわらず，共同研究を円滑に遂行するため，本校において直接経費の一部を負担することができる。
 - 7 前各号に定めるもののほか，民間機関等において行う研究に要する経費等は，民間機関等が負担するものとする。

(共同研究における設備等の取扱)

第9条 第2条第1号アによる研究の必要上，本校において新たに取得した設備等は，本校の所有に属するものとする。

2 第2条第1項イによる共同研究の必要上，民間機関等において新たに取得した設備等は，民間機関等に属するものとする。

3 前各号に規定する研究で，本校において行う共同研究の遂行上必要な場合には，民間機関等から，共同研究に要する経費のほか，その所有に係る設備を受入れることができる。

(研究場所)

第9条の2 本校教員は，本校で行う研究又は分担して行う研究のために必要な場合には，民間機関等の施設において研究を行うことができる。この場合において，当該教員の勤務については，研究用務のための正規の出張として手続きをとるものとする。

(研究期間)

第10条 共同研究は，受入れが決定した日の属する年度内に完了するものとする。ただし，必要がある場合には，年度を超えて共同研究を行うことができる。

(共同研究の中止等)

第11条 研究代表者は，共同研究を中止又は研究期間を延長する必要があるときは，共同研究中止・期間延長申請書（別紙様式第5号）を，直ちに校長に提出しなければならない。

2 校長は，前項の申請を受けた場合において，天災その他研究遂行上やむを得ない理由があると認めたときは，民間機関等の長と協議の上，当該共同研究の中止又は研究期間の延長を決定し，共同研究中止・期間延長通知書（別紙様式第6号及び第6号の2）により，研究代表者及び契約担当役に通知するものとする。

3 前項の規定により共同研究を中止した場合において，第8条第2項の規定により民間機関等が負担した経費に不用が生じたときは，その全部又は一部を返還するこ

とができる。

(共同研究の完了報告等)

第12条 研究代表者は、当該共同研究が完了したときは、「民間等との共同研究」実施報告書(別紙様式第7号)により、速やかに校長に報告するものとする。

2 校長は、前項の報告を受けたときは、共同研究完了通知書(別紙様式第8号)により、契約担当役に通知するものとする。

(研究成果の公表)

第13条 共同研究による研究成果は、公表を原則とするものとする。

2 校長は、必要な場合には、当該公表の時期・方法について民間機関等の長と協議するものとする。

(特許の出願)

第14条 校長又は民間機関等の長は、研究代表者又は研究分担者若しくは民間等共同研究員が共同研究の結果、それぞれ独自の発明を行った場合において特許出願を行おうとするときは、当該発明を独自に行ったことについて、あらかじめそれぞれ相手側の同意を得るものとする。

2 校長及び民間機関等の長は研究代表者及び研究分担者並びに民間等共同研究員が共同研究の結果、共同して発明を行った場合において、特許出願を行おうとするときは、持分等を定めた共同出願契約を締結の上、共同出願を行うものとする。ただし、民間機関等の長から特許を受ける権利を承継した場合は、校長が単独で出願を行うものとする。

3 校長は、前項の共同出願契約を締結する場合、研究代表者及び研究分担者が当該民間等共同研究員と合意予定の持分案について、津山工業高等専門学校発明規程(昭和53年10月16日制定)第3条に規定する発明委員会に諮るものとする。

(特許権等の実施)

第15条 校長は、共同研究の結果生じた発明で、国が承継した特許を受ける権利又はこれに基づき取得した特許権(以下「国が承継した特許権等」という。)を民間機関等又は民間機関等が指定する者に限り、出願した日から10年を越えない範囲内において、優先的に実施させることができる。ただし、この期間は、必要に応じて更新することができるものとする。

2 校長は、共同研究の結果生じた発明で、民間機関等との共有に係る特許を受ける権利又はこれに基づき取得した特許権(以下「共有に係る特許権等」という。)を民間機関等の指定する者に限り、出願した日から10年を越えない範囲内において、優先的に実施させることができる。ただし、この期間は、必要に応じて更新することができるものとする。

(特許権等の実施の許諾)

第16条 校長は、前条第1項の場合において、民間機関等若しくは民間機関等の指定する者が、国が承継した特許権等を、前条第2項の場合において、民間機関等の指定する者が共有に係る特許権等を、それぞれ優先的実施の期間中その第2年次以

降において正当な理由なく実施しないとき，又は当該特許権等を優先的に実施させることが公共の利益を著しく損なうと認められるときは，民間機関等及び民間機関等の指定する者以外の者に対し，当該特許等の実施を許諾することができる。

2 第15条第1項，同条第2項及び前項の規定により，国が承継した特許権等又は共有に係る特許権等の実施を許諾された者は，別に実施契約で定める実施料を国に支払うものとする。

(実用新案権等の取扱)

第17条 実用新案権及び実用新案登録を受ける権利については，第14条から前条までの規定を準用する。

(証明書等の交付)

第18条 校長は，民間等共同研究員からの願い出により，共同研究に関する証明書等を交付することができる。

(雑則)

第19条 この規程に定めるもののほか，この規程の実施に関し必要な事項は，校長が別に定める。

附 則

この規程は，昭和60年11月7日から施行する。

附 則 (昭和62年8月26日規程第6号)

この規程は，昭和62年8月26日から施行し，昭和62年4月1日から適用する。

附 則 (平成元年4月25日規程第4号)

この規程は，平成元年4月25日から施行する。

附 則 (平成元年6月28日規程第10号)

この規程は，平成元年6月28日から施行し，平成元年1月8日から適用する。

附 則 (平成8年6月13日規程第3号)

この規程は，平成8年6月13日から施行する。

附 則 (平成9年7月10日規程第8号)

この規程は，平成9年7月10日から施行し，平成9年4月1日から適用する。

附 則 (平成13年1月6日規程第30号)

この規程は，平成13年1月6日から施行する。

附 則 (平成21年8月25日規程第28号)

この規程は，平成21年10月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月27日規程第6号)

この規程は，平成25年4月1日から施行する。